### 座間市福祉関係表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉を推進することを目的とし、生活上の障害を克服して自立更生した者、要援護者の家族で献身的に家族を援護した者及び地域福祉向上に特に功績があった者をたたえ、これを表彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、自立更生表彰、援護功労表彰、福祉功労感謝とする。 (自立更生表彰)

第3条 自立更生表彰の基準は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による市の住民基本台帳に記録されている身体障害者手帳4級以上、療育手帳B1以上又は精神障害者保健福祉手帳2級以上のいずれかの交付を受けている者で、自立更生し、他の模範となるものとし、表彰年度の8月1日時点で基準を満たす者がいるときは、表彰することができる。なお、自立更生とは、日常生活において、必要動作をおおむね単独で行えることとする。この場合において、器具等を使用することは差し支えない。また、他の模範とは、自ら積極的に地域等に貢献する活動を行う又は就業(福祉的就労による就業を除く。)し、同様の障がい等がある者の模範となっていることとする。

(援護功労表彰)

- 第4条 援護功労表彰は、表彰年度の8月1日時点で次の各号のいずれかを満たす者がいる ときは、表彰することができる。
  - (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による市の住民基本台帳に記録されている身体障害者手帳2級以上、療育手帳A2以上、精神障害者保健福祉手帳1級以上のいずれかの手帳の交付を受けている者の家族(援護者)で、3年以上にわたり障がいのある家族(被援護者)の更生援護に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者。なお、当該表彰の対象は次のア及びイの全てを満たすものとする。
    - ア 家族とは、当該障がい者等と同一の世帯に居住し、生計を一にしている者であること。 イ 当該家族の援護する障がい者等が施設等に入所していないこと。
  - (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による市の住民基本台帳に記録されており、座間市介護認定審査会において、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護者と認定され、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生労働省令第58号)に定める要介護状態区分4又は5と認定された65歳以上の高齢者の家族(援護者)で、3年以上にわたり介護が必要な家族(被援護者)を介護している者。なお、当該表彰の対象は次のア及びイの全てを満たすものとする。
    - ア 要介護状態区分4又は5と認定を受けた日から3年以上、介護保険法第8条各項に規定するサービスを受けていないこと。(同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護の利用が1年間当たり7日間を超えない者は除く。)
    - イ 要介護状態区分4又は5と認定を受けた日から3年以上、1年間当たりの入院期間が90日を超えていないこと。

(福祉功労感謝)

第5条 福祉功労感謝は、児童、母子、高齢者、障がい者又は生活困窮者等の福祉増進に 尽力し、かつ、表彰年度の8月1日時点で次の各号のいずれかを満たす者又は団体がい るときは、表彰することができる。

- (1) 地域福祉向上のため月1回以上、継続して10年以上奉仕活動を行い、かつ、その功績が特に顕著であると認められるもの。
- (2) 福祉関係団体の代表者(会長又は副会長)を5年以上にわたり務め、退任した者。
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの。

(表彰の方法等)

- 第6条 表彰は、表彰状及び記念品(以下「表彰状等」という。)を贈り、行う。
- 2 被表彰者が表彰前に死亡したときは、表彰状等はその遺族に贈ることができる。 (候補者の推薦)
- 第7条 市長は候補者の選定に当たり、別に定める市内の社会福祉団体及び社会福祉施設の 代表者等に推薦を依頼するものとする。
- 2 推薦依頼を受けたものは、表彰の基準を満たす者がいると認められる場合に表彰年度の 8月1日を基準日とし、推薦書(第1号様式)を作成した上で市長へ推薦することができ る。また、庁内関係部署からも推薦することができるものとする。
- 3 第3条に基づき推薦する場合は、推薦者が事前に候補者に推薦する旨を伝えた上で、自 立更生表彰に係る個人情報取扱同意書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 第4条に基づき推薦する場合は、推薦者が事前に候補者(援護者)とその家族(被援護者)に推薦する旨を伝えた上で、援護功労表彰に係る個人情報取扱同意書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(審査会の設置等)

- 第8条 表彰に関する事項を審査するため、座間市福祉関係表彰審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会の委員は別表に掲げる職にある者を充てる。
- 3 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、地域福祉課長をもって充てる。
- 4 会長は会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。
- 6 審査会の会議は、会長が招集する。
- 7 会長が必要と認めたときは、審査会に委員以外の関係者を出席させることができる。 (被表彰者の決定)
- 第9条 被表彰者は、前条に規定する審査会の審査を経て市長が決定する。ただし、市長が 特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(適用除外)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する者又は団体は、第3条から第5条の規定にかかわらず、この要綱の規定による表彰は行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
  - (1) 第3条から第5条に規定する要件と同一の理由で既に当該表彰を受けているもの。
  - (2) 座間市表彰条例(昭和38年条例第17号)に基づき、第3条から第5条に規定する要件と同一の理由で表彰を受けているもの。

(庶務)

第11条 福祉関係表彰に関する庶務は、地域福祉課において処理する。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行日)

1 この要綱は、平成26年7月10日から施行する。

(座間市福祉関係表彰規程)

2 座間市福祉関係表彰規程は廃止する。

附則

この要綱は、決裁の日(平成27年7月27日)から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日(平成28年7月4日)から施行する。ただし、施行前に従前の要綱に基づいて推薦されたものは、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

## 別表 (第8条関係)

福祉部長
地域福祉課長
長寿支援課長
介護保険課長
障がい福祉課長
生活支援課長

# 推薦書

推薦者 団体又は施設名

		電話番号	(	)		
次のものを推薦します。						
【推	薦区分に☑】					
推薦区分			活動年数等		添付書類	
	自立更生表彰				自立更生表彰に係る	
	日立义工权型				個人情報取扱同意書	
	援護功労表彰	(障がい)			援護功労表彰に係る	
					個人情報取扱同意書	
	援護功労表彰	(介護)			援護功労表彰に係る	
					個人情報取扱同意書	
	福祉功労感謝	(奉仕活動)	月1回以上継続期間			
				年間		
П	福祉功労感謝	(福祉関係団体の代表者)	※会長・副会長			
	四元 23 73 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75			年間		
【被	推薦者について			l ,		
ふりがな			上午		<ul><li>・昭・平・令</li></ul>	
氏 名					月 日 生	
(又は団体名)					( 歳)	
電話番号		( )				
住所又は所在地						
工///人(4)// 11.20						
推						
薦						
薦理由						
備						
考						

被推薦者が団体の場合は、生年月日は記入不要

第2号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 座間市長

住 所:

氏 名:

### 自立更生表彰に係る個人情報取扱同意書

私は、個人情報の取扱いについて、次の事項を確認の上、収集及び利用について同意します。

- 1 個人情報の利用目的について 収集した個人情報は座間市福祉関係表彰の審査及び表彰に係る事務でのみ使用し、それ 以外の目的では使用しません。
- 2 個人情報の収集方法について 個人情報の収集については、必要の範囲内で次の方法で収集します。
  - ① 被表彰候補者本人からの聞き取り
  - ② 推薦者からの聞き取り等
  - ③ 事業関係課からの聞き取り等
  - ④ 住民登録情報の閲覧

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 座間市長

【援護者】

住 所:

氏 名:

【被援護者】

住 所:

氏 名:

#### 援護功労表彰に係る個人情報取扱同意書

私たちは、個人情報の取扱いについて、次の事項を確認の上、収集及び利用について同意します。

1 個人情報の利用目的について

収集した個人情報は座間市福祉関係表彰の審査及び表彰に係る事務でのみ使用し、それ 以外の目的では使用しません。

2 個人情報の収集方法について

個人情報の収集については、必要の範囲内で次の方法で収集します。

- ① 被表彰候補者本人からの聞き取り
- ② 推薦者からの聞き取り等
- ③ 事業関係課からの聞き取り等
- ④ 住民登録情報の閲覧